小規模保育事業重要保育事項説明書

（令和６年１０月１日現在）

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 業者名 | 株式会社　りんごさくらんぼ |
| 所在地 | 兵庫県西宮市小松北町2丁目4-1 |
| 代表者名 | 波多　雅子 |
| 電話番号 | 070-5433-4111　※夜間・日祝日の緊急連絡先：080-1451-8518 |

２、事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 小規模保育事業 |
| 名称 | 小規模保育施設　りんごさくらんぼ |
| 施設長氏名 | 後藤　麻貴 |
| 所在地 | 兵庫県西宮市小松北町2丁目4-1 |
| 電話番号 | 070-5433-4111 |
| 利用定員 | 0歳【3人】　1歳【4人】　2歳【5人】 |

1. 事業の目的・運営方針

当事業所は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

1. 当事業所は、子どもたちが最も安心できる家庭の雰囲気に近い環境作りをし、精神的に安心して伸び伸び過ごせるような保育を心がけています。
2. 当事業所は、一人ひとりの子どもたちの発達や生活リズムに合わせた援助や遊びの提供を行います
3. 当事業所は、保育方針に基づき、明るく衛生的な保育環境において、子どもたち一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう、保護者に寄り添いながら見守り育てていくことをその目的としています。
4. 施設・設備等の概要
5. 施設概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 構造延床面積 | 鉄筋コンクリート3階建て153.6㎡ |

（2）主な設備

|  |  |
| --- | --- |
| 保育室 | ２室　　シャワーコーナー・調理スペース含む |
| 園庭 | 屋外遊戯場 |

1. 連携設備

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設の種類 | 保育所 |
| 連携施設の名称 | 小松朝日保育所 |
| 連携協力の概要 | 集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育 |

６、職員の配置体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 |  |
| 代表者 | 1 | 1 | － | 幼稚園教諭及び保育士資格有 |
| 施設長 | 1 | 1 | － | 幼稚園教諭及び保育士資格有 |
| 保育士 | 9 | 4 | 5 | 幼稚園教諭免許及び保育士資格有 |
| 調理士 | 2 | － | 2 | 調理士免許有 |

７、保育を提供する日・時間

|  |  |
| --- | --- |
| 開所曜日 | 月・火・水・木・金（祝日を除く） |
| 原則時間 | 8:30～16:30 |
| 開所時間 | 7:30～18:30 |

※保育短時間認定に関わる保育時間　8：30～16：30

　保育標準時間認定に関わる保育時間　7：30～18：30（平日11時間の開所時間）

※12月29日～1月3日は休所日となります

８、**台風接近等に伴う対応について**

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子どもを連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

○ 午前７時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休所」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。

○ 午前７時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため

「家庭での保育」とします。

○ 午前７時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

※避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルより

ご確認ください。

https://www.nishinomiya-bousai.jp/

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。




・避難所へ避難している場合は、電話連絡にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

　◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

　◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

９、提供する保育の内容

　当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示 第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

1. 保育理念

【子どもが今を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う】

1. 保育方針

（生活）子どもの主体的な活動を保障する保育

（自立）子どもの自発的な活動を保障する保育

（個性）一人ひとりの個性を受け入れる保育

（社会性）人との関わりを大切にした保育

1. １日の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 時間 | 活動 |
| 7:30～ | 順次登園・朝の準備・自由遊び |
| 8:00～ | 朝のおやつ |
| 9:30～ | お片付け・排泄 |
| 9:45～ | 朝の集まり（挨拶・歌・手遊び・絵本・体操等） |
| 10:00～ | 戸外遊び・製作遊び・室内保育等 |
| 11:15～ | 手洗い・排泄・身体拭き・シャワー・着替え |
| 11:30～ | 昼食 |
| 12:30～ | 午睡 |
| 15:00～ | 目覚め・排泄・おやつ |
| 15:30～ | 自由遊び・順次登園 |

　（4）年間行事計画

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 行事 |
| 4月 | 入所式・進級式 |
| 5月 | 子どもの日 |
| 6月 | 歯科健診・プール開き |
| 7月 | 七夕まつり |
| 8月 | 夏まつり・定期健康診断 |
| 9月 | 敬老の日の集い |
| 10月 | ハロウィンパーティー |
| 11月 |  |
| 12月 | クリスマス会 |
| 1月 |  |
| 2月 | 節分・定期健康診断 |
| 3月 | ひなまつり会・入所前健康診断 |

※誕生日会・身体測定・避難訓練は随時実施します

　（5）給食の提供

≪宮っこは心も体もくいしんぼう≫

　　　　・献立は管理栄養士が作成し、バランスのとれた食事内容になっています

　　　　・衛生管理を徹底しています

　　　　・基本的な食事マナーを身につけられるよう見守りながら、楽しんで食事ができる場を目指しています

　　　　・アレルギー対応については、個別に相談の上全職員で情報共有し、細心の注意を払って食事提供していきます

【保育所の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 食種 | 内容 | 献立表 | 目安のクラス |
| 離乳食 | 離乳初期 | 昼食とおやつ食事の他に、適宜ミルクを飲みます。 | 離乳初期 | 0歳児クラス1,2歳児クラス |
| 離乳中期 | 離乳中期 |
| 離乳後期 | 離乳後期 |
| 離乳完了期(移行期） | 昼食とおやつ牛乳：1日150ml(午前50ml午後100ml)満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子様の状況に応じて形状等に配慮します。 | 未満児 |
| 幼児食 | 1～2歳児食 |

１０、利用料金

　（1）保育にかかる利用者負担額

　　　支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を毎月5日までにお支払いください。

三菱ＵＦＪ銀行　甲子園支店(795)

普通 口座番号0195648　名義人　カ)　リンゴサクランボ

※世帯構成に変化があった場合や確定申告による税額の変更等は必ず西宮市に届け

てください

　　※０～２歳児の市民非課税世帯の児童にかかる保育料については無償、尚次の場合

は日割り計算を行います
・月途中退所の場合

　・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し

保育の提供がなされない場合

（2）日本スポーツ振興センターへの任意の加入

独立行政法人日本スポーツ振興センターと保育事業者との契約により、保育中の

児童の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して災害共済給付付（医療費、障害見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国・保育事業者・保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

保護者負担額・・・年額240円

１１、利用の終了に関する事項

　入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

1. 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
2. 利用乳幼児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
3. その他、当事業所の利用を継続することが困難な時由があるとき

１２、嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | てらだ小児科 |
| 医師名 | 寺田　春郎 |
| 所在地 | 兵庫県西宮市小松北町１丁目1-27　エムプラン小松ビル２Ｆ |
| 電話番号 | 0798-41-8115 |

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | さくら歯科医院 |
| 医師名 | 湯川　誠 |
| 所在地 | 兵庫県神戸市中央区中山手通7-25-43 |
| 電話番号 | 078-351-6411 |

１３、緊急時等の対応方法

　入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

　保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

１４、安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

　○避難訓練・・・毎月１回以上の避難訓練を実施しています。

　　・想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

　　・当施設の津波避難ビルは、当館3階の小松センター、指定避難場所は小松小学校となっています。

○安全計画について

保育所では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育所での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

１５、防犯・事故防止のための措置

　当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、年2回の不審者対策訓練や、子どもの安全を最優先とする意識を徹底し、事故の発生予防に向けた確認を日々重ねています。

１６、児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】　（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。 |
| 性的虐待 | 子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ　　等 |
| ネグレクト | 家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等 |

　・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配な怪我やあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうか判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するための関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

１７、ご意見・ご要望・苦情解決制度について

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。当園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

　　また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

　　以下の表に第三者委員の名前、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いします。



１８、個人情報の取り扱いについて

　職員は業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を外部に漏えいすることがないよう、又職員でなくなった後もその秘密を漏らすことがないよう、施設は、安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

　　（1）他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

（2）写真・ビデオの取り扱いについて
　当園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。
　行事等で撮影した写真やビデオはご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育所で購入された写真等の紛失については、保育所は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

１９、送迎について

　（1）設定した保育時間は厳守してください。やむを得ない場合は、電話連絡をお願い致します。

　（2）当園には専用駐車場はございません。周辺は駐車禁止となっておりますので、基本的には徒歩・自転車での登園をお願い致します。車での送迎の場合は、幼稚園玄関前に駐車の上、運転手の方は常にご乗車いただき、もう一名の保護者の方が園まで送迎するようお願い致します。運転手のみの場合は、事前に電話確認の上、当園までドライブスルー対応をお申し出ください。

　　　 但し7:30～8:30については通学路となっているため、車は入れませんのでドライブスルー対応はできません。

２０、健康について

|  |  |
| --- | --- |
| 体調の確認 | 体調を知る為に、ご家庭での毎朝の検温をお願いします。又登所時の機嫌の良し悪し、食欲の有無、発熱の有無、排便の状況等を連絡帳に記入の上、いつもと違った様子があれば口頭でもお伝え下さい。 |
| 感染症について | 伝染病疾患の場合は登所停止となります。登所する際は医師の「登所可能説明書」が必要となります。 |
| 発熱がある場合 | 24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合、又朝から 37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝 食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合は、可能な限り登園を控えるようお願い致します。  |

（1）登所時の健康観察について
　　　・登所時に、子どもの体調、家庭でできた怪我やあざ等について保護者からのご報告をお願いし
　　　　ます。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を行います。

・保育中に子どもの怪我やあざ等に気づいた場合、確認の為保護者に連絡をさせていただくこと

があります。

（2）病気や体調を崩したとき

・子ども自身の療養に努め、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。

　 ・病気やけがなどで保育所を休む場合時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。

・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育所に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登所してください。

（3）保育所での病気及び事故について

　 ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中に怪我をした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

（4）くすりについて

・子どものくすりは本来、保護者の方に飲ませていただくものですが、やむを得ない場合は、主治医から処方された薬に限り保育士が飲ませます。

・病気などで診察を受ける際は、主治医に保育所に通所していること、保育所では原則としてくすりの使用ができないことを伝え、処方は＜朝・夕＞または＜朝・夕・寝る前＞にしていただけるようご相談ください。

・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、保育士にお知らせください。

（5）感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】（ｐ10）を提出してください。（用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）

・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。

・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育所では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。

・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。

・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。



**保護者　様**

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。　感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **①登所可能証明書** |  | **②登所届** |
| **医師の証明**が必要 |  | 医師の診断に従い、**保護者の届け**が必要 |
| 麻しん(はしか) |  | 溶連菌感染症 |
| インフルエンザ | マイコプラズマ肺炎 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 手足口病 |
| 風しん | 伝染性紅斑(リンゴ病) |
| 水痘(みずぼうそう) | ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等) |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)ヘルパンギーナ |
| 結核 |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | ＲＳウイルス感染症 |
| 流行性角結膜炎 | 帯状疱疹 |
| 百日咳 | 突発性発疹 |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) |  |
| 急性出血性結膜炎 |  |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |  |

ご　依　頼

**主治医　様**

**集団生活可能な状態に回復しましたら、****上記①の感染症について証明をお願いいたします。**

（保育所などでは、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。）

切り取り

1. **登所可能証明書**(医師の証明)
2. **登所届**(医師の診断に従い保護者の届け)

　**施設長　宛**

　　　児童名：　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　　年　　　月　　　日）

病名　：

　集団生活に支障がない状態に回復しましたので、　　年　　月　　日から登所可能です。

園児の健康状態について、主治医連絡することに同意します。

　　　　年　　　月　　　日

医療機関名：

　 医師名（①の場合のみ） ：

　 保護者名（②の場合のみ）：

**どちらかに○印を記入**

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
| 麻しん（はしか）  | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで  | 解熱後３日を経過していること  |
| 風しん  | 発しん出現の７日前から7 日後くらい  | 発しんが消失していること  |
| 水痘（水ぼうそう）  | 発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで  | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること  |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ）  | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日  | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること  |
| 結核  | －  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 咽頭結膜熱（プール熱） |  発熱、充血等の症状が出現した数日間  | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること  |
| 流行性角結膜炎  | 充血、目やに等の症状が出現した数日間  | 結膜炎の症状が消失していること  |
| 百日咳  | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで  | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること  |
| 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） |   －  | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）  |
| 急性出血性結膜炎  | －  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）  | －  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| インフルエンザ | 症状がある期間（発症前24時間から発病後３日程度まで最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後２日（乳幼児にあっては、３日）経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症２日前から発症後７～１０日間はウイルスを排出しており、特に発症後５日間は感染させるリスクが高い。 | 発症後５日を経過し、かつ症状軽快から１日を経過した場合に、６日目から登所が可能。 |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
| 溶連菌感染症  | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間  | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること  |
| マイコプラズマ肺炎  | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間  | 発熱や激しい咳が治まっていること  |
| 手足口病  | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間  | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること  |
| 伝染性紅斑 （りんご病）  | 発しん出現前の１週間  | 全身状態が良いこと  |
| ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）  | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）  | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること  |
| ヘルパンギーナ  | 急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）  | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること  |
| ＲＳウイルス感染症  | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと  |
| 帯状疱しん  | 水疱を形成している間  | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること  |
| 突発性発しん  | －  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと  |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版＞

（5）乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和４年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第４位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

① あおむけに寝かせる

② できるだけ母乳で育て

③ たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

・子どもの顔が見えるあお向け寝にする。

・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。

・やわらかい布団は使用しない。

・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服などは置かない。

・５分ごとに呼吸状態を確認し記録する。

・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する。

２１、賠償責任保険の加入

　当園では、「全国私立保育園連盟 ほいくのほけん」に加入しています。補償内容は以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対人賠償責任 | 1名あたり10億円程度/1事故あたり10億円程度 |
| 対物賠償責任 |
| 生産物賠償責任 |

２２、その他

お子様のようすや保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

重要事項の説明確認

株式会社りんごさくらんぼは、　　　　　様に対する小規模保育事業にあたり、上記のとおり重要事項についての説明を行いました。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

事業所　　　住所　兵庫県西宮市小松北町2丁目4-1

　　　　　　名称　株式会社　りんごさくらんぼ

　　　　　　説明者　氏名

私は、本書面に基づいて株式会社 りんごさくらんぼの職員　　　　　から、上記のとおり重要事項について説明を受け同意しました。

　　　利用者　氏名

扶養義務者　　住所

　　　　　　　氏名

　　　　　　　続柄